

人生 100 年と弁理士

(1 人事務所の人生設計について)

会員 日比 恆明



要 約

医療の進歩と生活環境の改善などにより、日本人の平均寿命は毎年伸びている。現在の平均寿命は 80 歳台であるが、30 年後には 100 歳になるのではないかと予想されている。これからの日本は超高齢化社会に移行することが明白となってきた。長寿は喜ばしいことであるが、超高齢化になると今までは想定していなかった問題が発生してくる。それは、老後の生活資金をどのように賄うか、ということである。従来は人生を 80 年と考え、定年となった 60 歳から 20 年間は年金と積み立てた老後資金の取り崩しによる人生設計を立てれば間に合った。しかし、人生 100 年の時代が到来すると、老後は 40 年の長期となり、従来の人生設計では通用しなくなる。このため、老後の生活設計を根本的に考え直さなければならない時代に突入した。自由業である弁理士も、これから始まる超高齢化の老後に対する準備をしなければならなくなった。しかし、弁理士業界を取り巻く社会情勢は以前と比べて大きく変わっている。出願件数の減少や弁理士人数の増加などにより、厳しい環境になっている。特に、弁理士 1 名で事務所を運営している 1 人事務所では、厚生年金などの公的な年金制度の恩恵を受けにくい立場にある。すると、1 人事務所の弁理士が 60 歳或いは 65 歳でリタイアするという構想では早期に破綻する。弁理士が老後の生活を維持するためには、80 歳まで働かざるを得ないという結論になる。本論では、弁理士が 80 歳までどのように働き、どのようにしたら老後の生活資金を補填することができるかについて考察してみた。

目次

1. 人生 100 年とは？
2. バラ色ではなくなった老後
3. 老後のための生活資金の準備
4. 実態にそぐわない老後のモデル生活
5. これからは 80 歳まで働かなければならなくなるが
6. 人生 100 年時代の政府の対策
7. 1 人事務所の弁理士の老後対策
8. 1 人事務所の弁理士には 65 歳の壁がある
9. 1 人事務所の弁理士の老後の資金計画
10. 老後生活対策での落とし穴
11. 80 歳まで働くためには
12. 結論

1. 人生 100 年とは？

最近の新聞・雑誌などには「人生 100 年」という単語が目につくようになった。「人生 100 年」とは、2016 年に東洋経済新報社より発刊された「LIFE SHIFT (ライフ・シフト)」(ロンドン・ビジネススクールの経済教授であるリンダ・グラットン氏とアンドリュー・スコット氏の共著)で提案されたものである。その概要は、「これから始まる長寿社会では、個人は今までは違った人生計画を立てなければならず、政府は変化

する社会環境のための対策をしておかなければならない」というものである。

「LIFE SHIFT」は、これからの先進国では超長寿社会が始まると予測している。現在の日本の男子の平均寿命は 80.98 歳、女子は 87.14 歳となっているが(2017 年 7 月厚生労働省発表)、「コーホート要因法」という計算式に人口変動要因(出生、死亡、人口移動の 3 要因)を入れて将来の平均寿命を計算すると、2045 年には平均寿命は 100 歳となる。計算方法や入力する要因によって、平均寿命が 100 歳に達する年度は違ってくるが、過去の統計からは先進国の平均寿命は 10 年ごとに 2 年ずつ伸びていて、平均寿命が 100 歳に達するのはそれほど遠い先のことではない。30 年後には、日本人の 2 人に 1 人が 100 歳の誕生日を迎えることが予想されている。

平均寿命が上昇することは喜ばしいが、超長寿社会になれば今まで想定していた人生設計が通用しなくなる。従来は平均寿命を 80 歳と設定し、人生を 3 つの期間に区分けした人生設計を考えていた。生まれてから最初の 20 年間は教育を受け、その次の 40 年間は労働する期間で、60 歳で定年となった後の 20 年間は年

金を受領して老後を過ごす、というものであった。単純に、人生を 20, 40, 20 という年数で区切った人生設計である。しかし、人生 100 年の時代になると、老後の期間は 60 歳から 100 歳までの 40 年の長期間となり、従来の 3 段階の人生設計が全く成り立たなくなる。

老後の生活に充てる費用は主に年金であるが、不足分は預金などの資産から取り崩した金銭を加えて賄っている。従来の人生設計では、定年時に老後の 20 年間分の生活資金を貯めておけば良かったが、人生 100 年の時代になれば定年後の 40 年間分の老後資金を貯めておかなければならなくなる。労働している 40 年の期間に、老後のための 40 年間分の資金を貯蓄するとなれば、全収入の 25% を貯蓄しなければならなくなる、という試算もあり、実現不能である。超高齢社会になると平均寿命を 80 歳に想定した従来の人生設計は成り立たず、人生設計を抜本的に考え直さなければならなくなった。

2. バラ色ではなくなった老後

以前から、書店には老後の生活をガイドする書籍が並べられていた。長い老後をどのようにして過ごすかをテーマにしたもので、ライフプラン作成の参考にするためのものである。それらの書籍には、夫婦で海外旅行を楽しんだり、趣味の世界に没頭してイキイキとしている人達の日常生活が事例として掲載されている。また、今までは繋がり無かった地域の人達と交流を深めるため、無償のボランティア活動を勧める内容の書籍もある。こういった書籍では、高齢者の生活は輝くばかりにバラ色に溢れていて、読者をワクワクさせるものである。

これらの書籍の読者対象は定年が間近に迫った 50 歳代のサラリーマンであり、数年後に始まる年金生活をこれから体験する人達である。定年後の労働から切り離された第二の人生をどのように切り開くか、という事で悩んでいる人が多いからであろう。今までの、仕事のために拘束されていた時間が無くなり、有り余る時間を自分のために自由に使える、という夢のような老後を思い描かれているのではなかろうか。

しかし、ここ数年は、暗い老後をテーマとした書籍も書店で目立つようになってきた。いわゆる「長寿リスク」と呼ばれる分野の書籍である。年金と僅かな貯蓄を頼りに生活してきたが、病気や介護などの予想し

ない出費により生活が成り立たなくなり、「老後破産」となった事例を集めたものである。また、生活保護者よりも低い金額の年金で、貧しい生活を強いられている老人達の生活を取材した書籍もある。低年金の老人は「下流老人」と呼ばれ、全国には推定で 230 万人は存在していると言われている。さらに、勤務していた企業の年金制度により、受給する年金額に多寡が生じたため「格差老人」という単語も生み出されるようになった。

このような、長生きによる高齢者の社会問題が明るみに出るようになったのは、2013 年より NHK が「長寿リスク」をテーマとした番組を放映したことに起因している。NHK では、「老人漂流社会」「無縁社会」などのタイトルで特集番組を制作し、疲弊した高齢者の生活を表に出したのであった。番組では独居老人の貧しい生活、認知症になっても受け入れてくれる施設がない社会体制などの、福祉や支援の狭間にある高齢者が取材されていた。真面目に働き、40 年間も年金の保険料を払い続けてきたとしても、老後は決してバラ色ではなくなってきた。

このような NHK が取り上げた長寿リスクの問題は未来のことではなく、現代のことである。これが 30 年後の人生 100 年の時代になれば、高齢者はさらに悲惨な生活を強いられることは容易に想像されるであろう。

3. 老後のための生活資金の準備

年金を受給する年齢になった時、どの程度の生活資金（預金）を準備しておかなければならないであろうか。書店には、ファイナンシャルプランナーや資産コンサルタントなどのアドバイザー達が執筆した老後資金の積立手順や運用方法を説明した書籍が並んでいる。また、大手の新聞紙では、老後の生活のための心掛けなどを解説した記事を周期的に掲載している。それだけ、国民が老後に不安を感じ、資産運用に関心を持っているからであろう。

多くのアドバイザーは、夫が 65 歳で無職となった時点で約 3,000 万円を貯めておかなければならない、と指摘している。モデルとなる老後生活の生活資金についてはどの書籍、雑誌などでもほぼ同じ金額で、一般的にはこの金額を目指して貯蓄しておくことを勧めている（算定基準を 65 歳としたのは、定年は 60 歳であるが雇用延長などにより実際に仕事を離れるのは

65 歳が多いため)。

この金額は、平均的な年金受給金額と平均的な高齢者夫婦の生活費から推定したものである。厚生労働省が発表した平均年金受給額(平成 27 年度)は月 22 万円(夫 16 万円, 妻 6 万円)であり, 高齢者の平均的な生活費は月 28 万円(平成 27 年度, 総務省家計調査報告)である。この差額の 6 万円が赤字となり, 貯蓄から毎月取り崩すことになる。夫婦とも同年令で, 65 歳から夫が 20 年生存し, 妻が 25 年生存したと仮定すると赤字分はざっと 1800 万円となる。生活費の他に自宅の修理代, 介護施設の入居費用などを加算すると老後の生活に必要な資金は約 3,000 万円と計算できる。なお, この試算では, 夫婦二人の生活で, 住宅ローンの終わった自宅を保有していることが条件となる。

このモデル生活では, 特に金のかかる趣味は持たず, 平凡な老後を想定したものである。海外旅行を楽しんだり, 趣味に打ち込むことができるゆとりのある生活をするのであれば, 老後の生活費は月 35 万円に膨らむ(平成 28 年度, 生命保険文化センターの意識調査)。すると, 毎月の赤字は 13 万円となるため, ゆとりある老後を望むのであれば, 老後の準備資金は約 5,000 万円に増えると指摘されている。

4. 実態にそぐわない老後のモデル生活

このように, アドバイザー達は各種の統計資料から老後の生活に必要なモデル資金を想定し, そのための準備を促している。しかし, 提案された老後のモデル資金には疑問が多く, 実態とは乖離しているのではないかと私は推測する。

まず, 平均の受給年金額を約 16 万円(第 1 号被保険者, 夫のみ)としているが, この金額を受給できる高齢者は少ないと思われる。受給している人数が一番多い年金額の中央値は月 9 万円から 12 万円である。厚生労働省発表の平均額よりもはるかに少ない。平均受給年金額は年金支給総額を全受給者数で割った数値であるが, 平均年金受給額が高いのは, 高額な年金を受領している超高齢者がまだ多いからである。昭和 61 年以前の旧法による年金支給金額は現在よりも優遇されていた。現在 88 歳以上の受給者の中には, 月 20 万円以上の年金を受給している人は珍しくはない。高額な年金受給者により, 受給金額の平均値が引き上げられたのである。何度も改正された年金保険法では, 受給の条件が徐々に厳しくなっている。70 歳代前半の

年金受給者の受給額は「モデル」としている平均年金受給額よりも低くなるはずである。

次に, 65 歳時における老後の生活資金のためのモデル準備貯蓄額についても大きな疑問がある。多くのアドバイザー達は, 「65 歳までに約 3,000 万円を貯蓄しておかなければならない」と説明しているが, 現実にはそこまでの金額を貯蓄できる世帯は少ない。平成 28 年の金融広報中央委員会による「家計の金融行動に関する世論調査」によれば, 60 歳代の平均貯蓄額は 1,664 万円である。一見すると意外にも多いように思えるが, これは資産が 1 億円以上もある少数の富裕層の偏在により平均貯蓄額が引き上げられたことに起因している。貯蓄額の世帯数が一番多い中央値は 770 万円であり, アドバイザーの提案するモデル資金の四分の一である。さらには, 60 歳代で貯蓄が全く無い世帯が 30.1%も存在している。

また, アドバイザー達が高齢者の平均的な生活費を月 28 万円としているのも問題がある。生活費については総務省による統計調査を元資料としているが, その統計資料の精度が低いという指摘は以前からあった。細かな項目が多い総務省の調査票に記入するのは手間と根気がかかるため, 協力してもらえる家庭が偏っているといわれる。特に, 低所得者の家庭の協力が少ないため, 消費金額が多くなる傾向になるらしい(『統計と日本経済』2011 年 4 月宇南山卓, など)。このため, 実際の高齢者の生活費はもう少し低いのではなかろうか。

しかし, 老後の生活資金がモデル貯蓄額よりも少なく, 受給している年金額が平均よりも少ない高齢者であっても, 餓死したという報道は皆無である。年金や貯蓄が少ない高齢者の世帯では, やりくりをすることで何とか生活しているのである。アドバイザー達が提案しているモデル年金生活は実情にはほど遠いものと言える。

5. これからは 80 歳まで働かなければならなくなるが

65 歳までに老後資金を 3,000 万円貯めるという人生設計は, 平均寿命 80 歳を前提としたものである。しかし, 人生 100 年の超長寿社会となるとこのような金額では不足する。前述した計算式を人生 100 年の時代に当てはめると, 65 歳の時点で数千万円以上の資金を準備しなければならない。3,000 万円を貯めるだけで

も困難であることから、この目標額は全く不可能である。すると、65歳でリタイアするのではなく、少なくとも80歳までは働き続けるより他に選択手段が無い、という結論になる。

健康であれば80歳までも働くことができるはずだが、これからはそんな常識が通用しなくなる。それは、将来は消滅するおそれがある職場や職業があると予想されるからだ。平均寿命80歳の時代では労働(就職)期間は40年間であったが、人生100年の時代となって80歳まで働く労働期間は60年間となる。60年という長い期間の間では、社会変化や技術革新により今まで蓄積してきた技能や能力が通用しなくなる。例えば、コンピューターの発達により自動車の完全自動運転が可能となれば、タクシーやトラックの運転手は不要となる。人口知能(AI)が進歩して世界の言語が完全に交換できるようになれば、翻訳や通訳といった職業が消滅する。また、環境保護のため電気自動車が普及したならば、エンジン専門の修理工は不要となる。

このような社会環境の大きな変化、技術の飛躍的な革新に遭遇すると、働きたくとも働けなくなる。労働期間が長期化することで、高齢の労働者が保有する陳腐化した技能と雇用者が要求する新しい技能とが整合しなくなるからだ。すると、失業した高齢者は年金しか収入がなくなり、老後の生活が破綻することは目に見えている。

「LIFE SHIFT」では、このような超高齢化社会で予想される労働問題を解決するため、「多段階構造(マルチステージ)」の人生設計が必要になると説いている。「多段階構造の人生設計」とは、従来の教育、労働、リタイアという3段階の人生設計ではなく、100歳という長い人生の途中で再教育や独立(起業)といった、さまざまな段階を想定した人生設計を立てなければならない、ということである。

例えば、労働期間中に大学などに再入学し、自己の技術や能力を更新したり変更することが考えられる。大学などで新しい技術や能力を身につけることにより、今まで働いていた業界とは全く異なった業界に転職したり、自分で起業することもできる。つまり、社会の変化に合わせて、個人の能力を変えていくことが必要である、と説いている。平均寿命80歳の時代では、1つの職場や1つの職業に専念しても働き続けることができた。しかし、人生100年の時代では、社会

変化に柔軟に対応して、5段階、6段階の人生計画を立案しなければ80歳まで働くことが出来なくなるのである。

6. 人生 100 年時代の政府の対策

近未来には平均寿命が100歳となるため、今までは予想もしなかった「長寿リスク」が発生する。このため、「LIFE SHIFT」では、政府は長寿社会となるための対策を今から準備しておかなければならない、と警告している。これは政府による社会構造の大幅な変更であり、例えば、高齢者が働き続けることができるように、企業の定年を70歳に延長したり、定年制度そのものを廃止する法律を施行することである。また、高齢になってからでも個人が起業できるように、その支援を厚くすることも考えられる。

このような将来予測や社会学者の提言などにより、日本政府も本腰を入れて高齢者への対策を考えるようになった。政府は、平成29年(2017年)9月11日に第1回の「人生100年時代構想会議」を開催している。この会議は、「人生100年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインに係る検討を行う」ことが目的であり、高齢者でも働ける環境を育成するための「一億総活躍社会の実現」を目指すところだが、その具体的な内容については未だ定まっていない。

7. 1 人事務所の弁理士の老後対策

また、「LIFE SHIFT」では、個人に対して、従来とは違った超長期の人生設計を自己の努力で再構築する必要があると説いている。超高齢者社会は驚くほど早く進行しており、場合によっては政府の施策や支援が間に合わず、個人の老後の生活を自分で守らなければならないこともあるからだ。

このような背景から、個人事業主である弁理士も人生100年の時代で生き残ることを強く考えなければならなくなってきた。特に、弁理士1人で特許事務所を経営している、いわゆる「1人事務所」の弁理士であっても早急に人生計画を立てる必要がある。「1人事務所」を経営している弁理士は3,330名であり、全弁理士11,217名の29.7%である。しかし、総事務所数が4,812カ所であることから、事務所数に対する割合は69.2%となり、事務所の数では過半数を占めている(2017年12月、弁理士会発表)。また、1つの事務所に

複数の弁理士が所属していても、それぞれの弁理士が独立採算制で運営している形態もある。このような事務所の弁理士数を加えると、実質的な 1 人事務所の弁理士の人数はもっと多くなるであろう。

ただ、「1 人事務所」と言っても、弁理士が 1 人で従業員が皆無の零細な事務所から、所属弁理士は 1 人であるが従業員が数十人という規模の事務所もあるため、「1 人事務所」を一括りにして考察することは難しい。しかし、現実には「1 人事務所」の大半は従業員が 2、3 名であると推測される。「1 人事務所」の信用力、資本力は弱く、売上高が少ないため資産形成も達成でき難い。このため、「1 人事務所」の弁理士は超高齢社会による影響を受け易く、人生設計を間違えると将来には破綻するかもしれない。

本論では、業界で一番人数の多い「1 人事務所」の弁理士の人生計画について考察してみる。

8. 1 人事務所の弁理士には 65 歳の壁がある

一般にサラリーマンは 60 歳が定年であり、雇用延長をしても 65 歳で半ば強制的に離職させられる。70 歳を過ぎても働くことのできる企業もあるが、企業全体からすれば稀である。サラリーマンは働きたくとも働けないのが実情である。しかし、弁理士は自由業で定年は無く、身体が健康であれば何時までも事務所の経営を続けることができる、と言われている（定年が無い代わりに、退職金も無いのだが）。だが、これは大きな間違いである。1 人事務所の弁理士には 65 歳の大きな壁があるからだ。

特許出願では、出願してから登録になるまで数年かかることもあり、一度案件を受任すると長期の事務手続きが必要となる。依頼した弁理士が出願中に病気になって入院したり、死亡したりすれば手続きが中断したり、特許庁からの指示に対応できなくなる。出願を依頼した企業からすれば、高齢になった弁理士が何時まで健康を維持できるかどうか不安である。このため、上場企業の中には、後継者がいない 1 人事務所の弁理士には 60 歳からは新規の出願依頼をしなくなり、65 歳になると預けていた全てのファイルを引き上げる企業もあると聞く。自由業であるから定年は無い、というのは神話である。65 歳以上の 1 人事務所の弁理士は、開店休業という状態になるのが実情である。

このような理由から、人生 100 年の時代になると 1 人事務所の弁理士は早期に老後の生活の準備を考えな

ければならなくなる。

9. 1 人事務所の弁理士の老後の資金計画

1 人事務所の弁理士の老後対策で一番の問題点は、公的な年金制度が不備なことである。まず、1 人事務所の弁理士は厚生年金に加入することができない。従業員が 5 名以上の事業所では、厚生年金に加入しなければならないが、加入できるのは従業員だけが対象である。雇用主である弁理士は厚生年金に加入することができず、同様に厚生年金基金にも加入できない。弁理士企業年金基金という制度もあるが、特許業務法人に変更しない限り雇用主の弁理士は加入することができない。そもそも、事務所に弁理士が 1 人しかいないのであるから特許業務法人化することはできず、厚生年金、厚生年金基金の恩恵にあずかることができない。1 人事務所の老後を守ってくれるのは基本的には国民年金であり、年金制度の上では弁理士は八百屋、魚屋等の一般的な個人事業主と変わらないのである。戦後の年金制度の欠陥を直接受けるのが自由業なのである。

このように、1 人事務所の弁理士は厚生年金や厚生年金基金などの恩恵を受けることができないため、自分自身で老後の生活資金を確保する必要がある。現在、1 人事務所の弁理士が利用できる公的な社会保障制度には次の 3 種類が挙げられる。

(1) 国民年金

老齢基礎年金であり、全国民が加入する義務がある。掛金は 1 人月 16,490 円である。

(2) 国民年金基金

厚生年金に加入できない自営業者が対象であり、弁理士も加入できる。掛金は給付の型により選ぶことができ、毎月の掛金は 6 万 8 千円が上限となる。なお、個人型確定拠出年金 (iDeCo) と呼ばれる年金制度もあるが、掛金の上限は 6 万 8 千円で、国民年金基金の掛金との合計金額の範囲内でなければならないという制限がある。このため、本論では国民年金基金だけを考慮し、個人型確定拠出年金には触れない。

(3) 小規模企業共済

中小企業主、自営業者などの退職金制度で、事業を廃止したとき (弁理士登録を抹消したとき) に掛金全額と利息が支給される制度である。掛金の限度は月 7 万円までとなっている。

1 人事務所の弁理士がこのような公的支援制度を最

大限利用し、老後の準備をした場合にはどれだけの掛金になるかを試算してみた。モデルの弁理士は 35 歳で独立し、70 歳まで働いたと仮定する。同年の妻がいて、夫婦共に 20 歳から国民年金を掛け続けていたことが前提で、独立する前に勤務していた企業などで加入していた厚生年金は考慮しない。また、国民年金基金は遺族一時金の無い終身型を選んでいる。すると、平成 29 年度における時点での掛金は、

国民年金の掛金月 32,980 円(16,490 円×2 人)

国民年金基金の掛金月 131,520 円

(夫 1 口目 11,270 円 + 10 口 × 5,635 円 = 67,620 円)

(妻 1 口目 14,200 円 + 7 口 × 7,100 円 = 63,900 円)

小規模企業共済の掛金月 70,000 円

と試算できる。これだけの老後の準備をすると、65 歳になった時点で夫婦には毎月合計 339,882 円の年金が支給され、70 歳で廃業すると小規模企業共済から少なくとも 2,940 万円の退職金相当の共済金が受給される。年金の支給金額は前出の厚生労働省が発表しているモデル年金以上であり、アドバイザー達が提案している老後のモデル準備資金額にほぼ一致し、老後の生活は安泰になると判断できる。

しかし、このような老後資金の蓄財計画の実現は、1 人事務所の弁理士では難しいのではなかろうか。35 歳から 60 歳までの 25 年間は毎年約 281 万円を納付し、60 歳から 70 歳までの 10 年間は毎年 84 万円を納付しなければならない。生活費、住宅ローンなどとは別の金額である。一度も掛金を未納することなく、これだけの長期間にわたって掛金を完納するためには安定した収入を確保しなければならないからである。

10. 老後生活対策での落とし穴

国民年金の他に国民年金基金、小規模企業共済を最大限に利用すれば、1 人事務所の弁理士であっても老後の生活は安泰となるはずである（全期間中に掛金を完納したことが条件となるが）。しかし、これからの人生 100 年の時代ではこのような人生計画は途中で頓挫し、老後破産することも予想される。現在 35 歳のモデル弁理士が 35 年後の 70 歳で廃業する時期には平均寿命は 100 歳以上になっている。70 歳から 100 歳までの 30 年間は年金と老後資金で生活することになるが、このような準備によって超高齢化社会で生活を維持できるのだろうか。予想される問題点を考えて

みた。

(1) 年金の支給開始年齢の延長

現在、日本の国民年金の支給開始年齢は 65 歳となっている。しかし、他国での支給開始年齢は日本よりも高い。アメリカでは支給開始年齢は 67 歳であり、ドイツ、イギリスなどでは将来は 67 歳以上から支給を開始することが既に決定している。支給開始年齢を引き上げることは世界の潮流であり、日本もいずれ 67 歳から 70 歳に引き上げられるであろう。すると、モデル弁理士が受給を開始するはずの 30 年後には先延ばしになる可能性が高い。

(2) 年金の減額

国民年金の支給額は、40 年間欠かさずに掛金を完納したなら満額で月 64,941 円（平成 29 年度）である。この金額は物価などの変動により小さな変動はあるが大幅な減額はない、といわれている。しかし、小子高齢化社会となって保険料を支払う人数が少なくなり、年金財政が悪化すれば支給額を減額せざるを得なくなるかもしれない。すると、財政状態に対応して支給額を減額し、年金支給者全員で平等に痛みを分かち合うことになる。年金の支給が全く無くなるよりはまだまだましであるからだ。

なお、私は年金制度が破綻するとは考えていない。年金制度は高齢になった国民の生活を保障するものであり、年金財政が悪化しても、政府は最低限ではあるが国民が生活できるような代替案を必ず策定するはずである。

(3) インフレによる目減り

先程説明した国民年金基金は、加入時に受給額が決まる確定給付型年金である。掛金の口数に応じて 1 万円、5 千円というように受給金額が決まっている。将来にわたって減額することもなければ増額することも有りえない。現在 35 歳のモデル弁理士が 1 口 1 万円の国民年金基金に加入したとすると、100 歳となるのは 65 年後である。この間にインフレで貨幣価値が下落するのかが判りきったことである。現に日銀では年 2% のインフレに誘導できるよう金利を操作している。仮に年 2% のインフレが続くとなれば、現在 1 万円の価値は 100 歳となった 65 年後には約 2,700 円に下落する。65 年後にモデル弁理士が受給する年金では老後の生活ができなくなるかもしれない。

(4) 消費税の値上げ

現在、日本の消費税は 8% である。先進国で消費税

(付加価値税)が一桁なのは日本くらいで、福祉国家の北欧では 25%と高率であり、ヨーロッパ各国では軒並み 20%前後となっている。日本が高齢者の福祉を充実させようとするならば、消費税を少なくとも 16%以上に設定しなければならなくなる。日本の各政党は消費税の値上げに反対しているが、消費税をそのまま据え置けば国家財政は破綻してしまう。すると、1,000兆円といわれる国債の償還、高齢者への福祉、若者への教育支援などのために、何時かは消費税を上げなければならない。消費税が上昇すれば生活費に回す金額は減少することになり、老後のモデル弁理士は生活レベルを引き下げなければならなくなる。

11. 80 歳まで働くためには

このように考えていくと、1 人事務所の弁理士の老後には不安定な要素が多くあり、将来のために蓄えた老後資金は寿命が尽きる前に枯渇してしまうかもしれない。すると、70 歳で廃業せずに少なくとも 80 歳までは働き続け、目減りする年金を補ったり、老後資産を減らさないようにすることが必要となる。しかし、前述したように、65 歳を過ぎた 1 人事務所の弁理士には仕事は回ってこない。そのため、弁理士という職業にこだわらず、全く違った職業や職種で働くことも選択肢の一つに入れなければならなくなるかもしれない。

以下に、老齢となった弁理士でも収入を得ることができる方法を列挙してみた。これ以外でもっと良い方法があればご教授願いたい。

A 子息を弁理士にする

老後の対策で一番多いものは、息子、娘を弁理士に仕立てることである。親が今まで開拓してきた顧客を子息に引き継がせ、本人は会長とか先代として事務所に勤めることになる。身体が不自由になっても子息が働いてくれるため、月給という形で生活資金を得ることができる。30 年以上前の時代では、地方都市の 1 人事務所はこの方法で事業承継を行っていた。地方にあっては、代々続く特許事務所はその規模は小さくとも「老舗」とか「名門」と呼ばれ、その地では名士として尊重されていた。

しかし、これからの社会ではこのような承継は通用しなくなる。二代目の所長となった子息に経営感覚があり、多くの顧客を開拓して事務所の規模を拡大できるのであれば問題はない。しかし、二代目が、親と同

じような規模の 1 人事務所の形態で経営を続けるようであってはじり貧になる。

そもそも、1 人事務所の顧客の多くは中小企業や個人事業主であり、小規模の企業の寿命は 30 年程度といわれている。親が開拓した顧客を子息に引き継ごうとした時期になると、顧客の多くは消滅することになる。また、親が 60 歳前後となると顧客の社長も同年輩となり、顧客の社長交代が行われる。新しい社長と二代目とのそりが合わなければ、顧客は離れていく。すると、二代目は新たに顧客を開拓しなければならないことになり、新規に事務所を開設した他の弁理士と全く同じ土俵の上で営業しなければならなくなる。

また、社会が弁理士を見る目が違ってきていることも二代目には逆風になるであろう。これは私の体験であるが、ここ数年の間、初対面の中小企業主と名刺を交換すると今までとは違った対応に出会うことに気が付いた。一番多い対応は、

「アー、弁理士の方でしたか」

と名刺の肩書に対して関心のなさそうな返事であった。「私は弁理士とは何人も出会っている」という雰囲気での対応である。また、名刺を交換した瞬間に、

「今、付き合っている特許事務所がありますので」

と、一步身体を引いたような対応をする中小企業主も多くなってきた。「貴方には仕事の依頼をしません」という意思表示であろう。

中小企業主から弁理士に対応する態度が変わってきた原因は、弁理士による熾烈な営業があったからではないかと推測される。私と名刺交換した中小企業主には既に数多くの弁理士が接触し、出願依頼の営業を行っていたのではなかろうか。

B コンサルタント業を行う

老齢になっても弁理士が働ける領域に、コンサルタント業がある。コンサルタント業とは、「顧客が抱えている課題について、最適な解決方法を助言する職業」である。顧客と面談して課題を聞き取り、解決方法を書面で作成し、顧客に解決する手順を説明するのが仕事の流れである。特許出願と同じような流れで、弁理士のデスクワークとほぼ同じであるため参入し易い分野と思われる。しかし、一番の問題は「弁理士が何をコンサルティングするか」である。

長年にわたって特許事務所を運営しても、その間に蓄積した経験は出願代理が殆どである。出願についてコンサルティングをすることも、顧客からは相談料

などは受領できない。そもそも、顧客は、出願の方法や発明の特許性の判断などの相談は無料であると考えている。どの特許事務所でも、そのホームページには「相談無料」という文字が掲げられているのがその根拠である。

特定の業界の特許・技術の動向を分析し、将来の新技術、新商品について提言するコンサルティング業務も考えられる。しかし、このような技術解析では、特定業界に深く入り込み、研究者と同じレベルの知識を保有していることが要求される。市販のソフトでパテントマップを作成し、技術動向を分析した程度のコンサルティングでは、顧客からは分析の甘さが直ちに目透かされてしまうであろう。

C 特許・技術の調査を行う

特許異議申立や無効審判などに使われる証拠を集めるため、特許・技術の調査も弁理士の業務の一つとして考えられる。出願業務の延長線にあるため、参入は比較的容易であると思われる。しかし、特許庁が提供する「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)」を利用した調査方法であっても、調査料は殆ど受領できないと考えて良い。J-PlatPat による調査は一般に公開されており、一般人であっても調査することができるからだ。

弁理士の中には、出願代理の業務を一切せず、業務を技術調査に特化している方も見かけられる。それらの人達は有料のデータベース会社と契約し、一般には入手できない学術論文なども入手し、極めて高度な技術調査を行っている。そこまでしなければ、顧客からは適正な調査料を受領できない。片手間に行うような調査では中途半端に終わってしまうのが実情である。

D 他の事務所の下請けとなる

1 人事務所の弁理士が 65 歳となって顧客が離れていっても、その人が持つ書類作成の能力はまだ残っている。このため、仕事が溢れて処理能力が追いつかない他の事務所の手伝いをして糊口をしのぐことも考えられる。特に、翻訳や外国語言語の能力を持つ弁理士であれば、下請け仕事を探すのにはそれほど困らないであろう。ただ、どの特許事務所も受任件数が減少している現状では、どの位の外注仕事を確保できるかが問題となるが。

E ダブルライセンスを取得する

弁理士以外に中小企業診断士、社会保険労務士、税

理士などの資格を取得し、業務範囲を広げることで老後の収入を増やすことも考えられる。多種類の資格を保有すれば、弁理士の業務が落ち込んでも、他の資格による収入で減収を補填できるはずである。しかし、複数の資格を保有して間口を広げても顧客を増やすことにはつながらない。

そもそも、それぞれの資格の業界には、知識、能力で特に優れた技能を持つ有資格者が活躍している。複数の資格を取得したとしても、それぞれの能力は中途半端なものであり、各業界の実力者の能力にはかなわないのである。苦勞して多数の資格を取得したとしても、それに見合うだけの見返りは少ないであろう。

F 不労所得の資産を持つ

賃貸マンションなどの不動産を保有することで、働かなくとも収入を得ることも考えられる。不動産を賃貸しておけば毎月決まった家賃が入り、生活が安定する。複数の賃貸マンションを保有したならば、年金よりも多くの収入が見込めるかもしれない。しかし、不動産の知識が無い素人が不動産を購入しようとするれば、不動産屋からは利回りが悪い不良物件を押しつけられるのが関の山である。優良な物件を購入しようとするなら、相当の期間をかけて不動産を研究する必要がある。

また、賃貸の不動産では経年劣化も考慮しておかなければならない。仮に 60 歳で不動産を購入したとすると、90 歳になったときには築 30 年の物件となる。その頃になると老朽化して修繕費が多くなり、赤字になることも予想される。不動産には簡単に手を出さないことである。

G 小さな商売を始める

老齢になった弁理士は、特許事務所のような既成の業務に拘束されず、全く違った業界に転出することも考えられる。例えば、小さな飲食店や小売店を開業することである。喫茶店とか居酒屋というありきたりの飲食店ではなく、持病のある人達に向けた低カロリーの料理を提供するような食堂であれば小さくとも固定客を掴むことができるかもしれない。今までの趣味を生かして、ダンス教室や絵画教室を開くことも考えられる。

外国語が堪能であれば、小さな商社を開業することもできる。大手の商社が手を出さない特殊な商品であれば、売上げは少なくとも老後の生活を維持できる程度の利益を確保できるかもしれない。

H パート、アルバイトをする

特に優れた能力を持ち合わせていなければ、比較的採用し易い選択肢に肉体労働がある。各市町村にはシルバー人材センターなどの名称で、定年退職者を対象にして簡易な業務を紹介する機関がある。そこでは、公園や公共施設の掃除とか、小学生の登下校の見守りといった高齢者でもできる軽作業を紹介している。仕事の種類は意外にも多く、駅前にある自転車の整理や家事代行、荷物の梱包などもあることから、健康維持のために軽い運動をすれば良いかもしれない。報酬はあまり期待できないが、年金の赤字分を補填するには足りるであろう。

いずれにせよ、弁理士から他の業界に転出するのなら、40 歳頃から準備をしておく必要がある。60 歳位までを準備期間とし、その間に転出しようとする業界を研究し、訓練しなければならない。一旦弁理士になったなら生涯弁理士の職業を続けなければならない、という時代ではなくなった。80 歳まで働くためには、社会の変化に対応して変身する必要がある。

12. 結論

このように弁理士の将来を考察していくとお先真っ暗となり、夢の無い商売となってしまふ。しかし、これは弁理士だけに限られた問題ではなく、人生 100 年の時代となれば、自由業を含めて多くの人達に共通した課題である。

サラリーマンであれば、政府が勤務年限を引き上げ

るなどの法律改正により救済を講じてくれることも期待できる。企業は改正された法律に従って、70 歳以上になっても雇用したり、週 3 日の勤務シフトに変更して対処してくれるかもしれない。しかし、弁理士という自由業では、政府も含めて誰も助けてくれない。自分で問題を解決し、80 歳まで働いて収入を得ることを考えなければならない。

なお、高齢になって無収入となれば、最後の手段として生活保護を受けることも考えられる。しかし、30 年後には現在のような生活保護の制度が残っているかどうか疑問である。多くの高齢者が困窮するかもしれない将来では、財源不足のため現在のような生活保護制度は成り立たなくなる可能性もある。従って、人生 100 年の時代になった時には、生活保護での支援はあまり期待しない方が良くであろう。

弁理士は士業であり、社会からは有識者の扱いを受けていることから、ややもするとプライドが高くなる傾向にある。そのプライドが高いことが災いし、同業者同士であっても年金や老後資産などについては話題にしない風潮があるように思われる。特に、1 人事務所の弁理士は独立心が強く、他人の意見を聞き入れない傾向にあるように感じられる。しかし、黙っていても人生 100 年の時代はすぐそばに近づいている。一度、弁理士の老後について、真剣に考えてみる必要があるのではなからうか。

(原稿受領 2017. 10. 30)